ふくいの地場産学校給食推進事業(加工設備等導入支援)実施要領

福井県農林水産部流通販売課

第１　事業の目的

規格外品を含む地場産農林水産物の学校給食用の加工品製造に必要な設備・機械等の導入を支援し、学校給食での地場産食材の使用を促進する。

第２　補助事業者

　本事業の補助事業者は、福井県内に所在する、学校給食への地場産農林水産物またはその加工品の納入に取組む団体（（以下の①～⑨の団体）とする。

1. 農業協同組合
2. 漁業協同組合
3. 農地所有適格法人
4. 食品関連事業者（食品流通事業者、食品加工事業者等）
5. 学校給食の調理場（学校、給食センター）
6. 市町
7. 農業者の組織するグループ
8. 認定農業者
9. その他、本事業の目的に合致する活動が可能な企業・団体

第３　事業内容

　　　本事業の補助対象経費、補助率、補助上限額および採択件数は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額（千円） | 採択件数 |
| ・規格外品を含む福井県産農林水産物を活用した、学校給食用のペースト加工品を製造するための混和機の導入にかかる経費・その他必要と認められる経費 | １／３以内 | ４,０００ | １件 |

第４　補助金の交付申請

　　　本事業を実施しようとする事業者は、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「交付規則」という。）第４条第１項の規定に基づき、申請期間内に必要書類を知事に提出するものとする。

（１）申請期間

令和７年５月１２日（月）～令和７年６月１３日（金）

（２）必要書類（各１部）

　　　　①交付申請書（様式第１号）

　　　　②実施計画書（様式第２号）および添付書類（１）～（９）

（３）提出先

　　　　福井県農林水産部流通販売課（福井県福井市大手３丁目１７番１号）

　　　　TEL　：0776-20-0417

　　　　E-Mail：ryutsu@pref.fukui.lg.jp

第５　事業実施期間

　本事業の実施期間は、交付決定から令和８年２月２８日までとする。

第６　補助金の交付決定

知事は、第４の規定に基づき、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは交付規則第５条および第６条の規定に基づき、補助金の交付決定を行い、交付規則第７条の規定に基づき申請者に通知するものとする。

第７　事業の実施

　１　本事業は、第６の規定により計画書の認定を受けた事業者が、補助金の交付を受けることができるものとし、補助金交付手続は、福井県補助金等交付規則および農林水産部流通販売課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて行うものとする。

２　事業者は、認定を受けた計画書に基づき、事業を実施するものとする。

第８　事業の実施にかかる指導・助言

　　県は、事業の円滑かつ適正な実施を図るため、事業者等と連絡を密にしながら、他の計画、事業との整合性および関連に配慮するとともに、必要な指導および助言を行うものとする。

第９　事業実施計画の変更

　１　事業者は、認定を受けた計画書の内容を変更する場合は、変更計画書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

　　　ただし、変更が軽微であって、著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

　２　なお、交付要綱に定める補助事業の内容または経費の配分の変更に該当する場合においては、交付要綱の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

第１０　報告等

　１　入札実施報告

　　　事業者は、設備等の導入に係る入札を実施したときは、速やかに入札報告書（様式第３号）により、県に報告するものとする。

　２　事業完了実績報告書

　　　事業者は、事業完了後速やかに事業完了実績報告書（様式第４号）を県に提出するものとする。

　３　事業計画進捗状況報告

事業者は、事業実施年度の翌年から５年間、当該年度における進捗状況等を、事業計画進捗状況報告書（様式第７号）により、翌年度の４月末までに県に提出するものとする。

附則　この要領は、令和７年５月１２日より施行する。